

# 第4次石川県子ども読書活動推進計画 (改訂版)

令和6年3月改訂

石川県教育委員会



## はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの読書活動を推進するための方策や環境整備を充実させていくことが必要です。

石川県では、平成16年3月に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域社会による子どもの読書活動の推進を図ってきたところです。この間、学校では、「いしかわ学校読書の日」を中心とした全校一斉読書や学校読書ボランティアによる活動、図書館では、「子ども読書の日」及び「石川県子ども読書月間」における様々な啓発行事の展開等、県内の読書活動推進の気運が高まってまいりました。

また、令和3年3月には、「第二期石川の教育振興基本計画」を策定し、引き続き、確かな学力の育成や心の教育・道徳教育の充実を目指して読書活動を推進しています。

こうした取組を一層充実させるため、県では、この度、「石川県子ども読書活動推進計画（第4次）」を改定いたしました。これは、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び先の県計画期間中の課題等を踏まえ、子どもの発達段階に応じた取組や子どもの読書への関心を高める取組の推進等、本県における今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものです。

近年、インターネット・SNS等の情報メディアの発達・普及による社会のデジタル化が進み、趣味や娯楽の選択肢が増えたことで、子どもの学校外における時間の使い方が多様化しています。県としても、そうした動向を注視し、今後、状況に応じて必要な取組を検討してまいりたいと考えております。

県では、引き続き市町や読書活動推進団体等と連携・協力し、社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう一層努めてまいります。

令和6年3月

石川県教育委員会

教育長 北野 喜樹

# 目 次

## 第 1 章 基本方針

- 1 計画の目標 …………… p1
- 2 計画の期間 …………… p1
- 3 施策の体系 …………… p1

## 第 2 章 読書活動推進のための方策及び環境整備

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進 …………… p2
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 公立図書館 …………… p3
  - (2) 児童館、公民館 …………… p5
  - (3) 民間団体等 …………… p5
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
  - (1) 幼稚園、保育所等 …………… p6
  - (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校 …………… p6

## 第 3 章 関係機関等の連携・協力

- 1 石川県における推進体制の整備 …………… p9
- 2 市町における推進体制の整備 …………… p10

## 第 4 章 理解の促進

- 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報 …………… p11
- 2 各種情報の収集・提供 …………… p11
- 3 優れた取組の奨励と優良図書の普及 …………… p11

### (参考資料)

- ・用語解説 …………… 資料 1
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋） …………… 資料 2

# 第1章 基本方針

## 1 計画の目標

### (1) 学校、家庭、地域社会での子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、学校、家庭、地域社会の子どもの読書活動に携わる様々な団体、機関が連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

### (2) 子どもの読書環境の整備

子どもが自主的に読書活動を行うようになるために、乳幼児期から本に親しむことができる環境づくりを進めます。

また、学校、家庭、地域社会においては、子どもが積極的に読書活動を行うことができるよう本に親しむ機会を提供し、読書環境を整備します。

### (3) 子どもの読書活動に関する関係機関の連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するために、啓発事業を積極的に行い、子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、関係機関がその推進体制を整備する等、連携・協力を進めます。

### (4) 子どもの読書活動に対する理解の促進

「子ども読書の日」を中心とした啓発広報や、優れた取組の奨励等を行い、県民が子どもの読書活動の意義や重要性について関心を持ち、推進する気運が高まるように努めます。

## 2 計画の期間

平成31年度から概ね7年間

## 3 施策の体系

読書活動推進のための  
方策及び環境整備

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 公立図書館
  - (2) 児童館、公民館
  - (3) 民間団体等
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
  - (1) 幼稚園、保育所等
  - (2) 小学校、中学校、義務教育学校、  
高等学校、特別支援学校

関係機関等の連携・協力

- 1 石川県における推進体制の整備
- 2 市町における推進体制の整備

理解の促進

- 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報
- 2 各種情報の収集・提供
- 3 優れた取組の奨励と優良図書の普及

## 第2章 読書活動推進のための方策及び環境整備

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### <現状・課題等>

子どもの読書習慣は日常生活を通して育まれるものであり、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

石川県では、子どもが幼児の頃に読み聞かせをする等、多くの保護者によって子どもが読書に親しむためのきっかけづくりがなされています。しかし、小学生、中学生、高校生と成長するにしたがって、勉強や部活動等で忙しくなることにより、子どもが読書に費やす時間は減少する傾向にあります。また、子どもと保護者が、一緒に本を読んだり本の話をしたりする機会も減っていきます。そこで、保護者に対し、様々な機会を通じて、家庭での読書の重要性等について理解の促進を図ったり、支援を行ったりしていく必要があります。

#### <施策の方向>

○家庭における読み聞かせや子どもに読書を習慣付けることの重要性等について、保護者の理解促進を図るとともに、保護者が家庭での子どもの読書活動を進めるための支援となる各種取組を実施します。

#### 【具体的な取組】

##### ○保護者の理解促進及び保護者が家庭での読書活動を進めるための支援

県では、読み聞かせ、ブックスタート※1、家読※2(うちどく)等、子どもと保護者が共に読書を楽しむ取組を推進します。

学校の図書館だより等を通して、子どもの読書の意義や発達段階に応じた読書活動の重要性等について、保護者の理解促進を図るよう、学校を促します。

県立図書館では、こどもエリア内のはじめてのえほんコーナーを、乳幼児と保護者が一緒に絵本とふれあったり、保護者が子どもの本について学んだりする場として提供します。

絵本やわらべうた等により乳幼児と保護者のコミュニケーションを図る「あかちゃんから楽しむおはなし会」等を実施し、子どもと保護者が共に本に親しむ機会を提供します。

絵本の選び方や読み聞かせの方法等、子どもの読書についての保護者の相談に応じます。

子育て学習等に関する講座において、講師派遣や講師紹介等、講座主催者の相談に応じます。

子どもを持つ保護者や、これから保護者になる人に向けて、子どもの読書について知識や関心を深め、理解を促進するための研修会や講演会を実施します。

### 2 地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) 公立図書館

##### <現状・課題等>

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知り、本を通して知識を得ることができる場所です。このため、子どもが身近な場所で本を手にとったり、情報を容易

に入手したりできるよう、図書資料等の充実、施設設備の整備や関連施設との連携を図る等、様々な取組が求められています。また、子どもへのサービスの充実のためには、県内全ての公立図書館で、子どもの発達段階に応じた選書や子どもの読書活動推進のための取組ができるよう、児童担当職員の資質の向上が望まれます。

地域に住む子どもたちの中には、障害があるために図書館の利用が困難な子どもや、図書館を利用する上で特別な配慮を必要とする子どもがいます。一人一人の子どもが本と出会い、本に親しみ、読書の楽しさを知るためには、一人一人の子どもの障害や困難に配慮し、多様なサービスの提供、諸条件の整備・充実が必要です。

子どもがより本に親しむためには、図書館の外でも、より多くの場所で本に出会うことが必要です。そのためには、地域の活動団体、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、公民館等の関係機関と図書館が連携・協力し、地域の様々な場所で子どもが本に出合えるように環境を整備することが望まれます。また、子どもの読書活動推進のためには、子どもに関わる大人が読書活動への理解を深めることが重要です。さらには、家庭、学校、地域社会等で子どもの読書活動推進に関わる指導者の育成が求められていることから、理解促進や人材養成のための研修会や講演会等を開催する必要があります。

県立図書館は県内の図書館の中核として、市町立図書館との連携・協力を強化し、学校や関係機関とも協力しながら、県内全域で、子どもの読書活動を推進するためのより充実したサービスが実施されるように努める必要があります。また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省)に基づいた環境整備がなされるよう、市町立図書館への支援を一層図る必要があります。

## ＜施策の方向＞

- 子どもが本に興味を持ち、読書への関心を高め、各発達段階に応じた多様な読書の機会を得ることができるよう、サービスの一層の充実を図ります。
- 子どもの読書活動推進のため、必要な蔵書の充実を図り、電子書籍等の新しい出版動向にも留意して、読書環境の整備・充実に努めます。
- 多様な子どもの読書活動の推進のため、資料等の充実を図り、特別支援学校及び関係機関等との連携・協力を検討します。
- 子どもの読書に関わる大人に対して、子どもの本や子どもの読書活動に関する情報の提供等を行い、子どもの読書活動推進のための人材を育成します。
- 県内全域で子どもの読書活動を推進するために、公立図書館、学校図書館、関係機関等との連携・協力を図ります。
- 県内全域で図書館サービスが円滑に行われるよう、図書館のデジタル化、ネットワーク化を促進します。

### 【具体的な取組】

#### ①多様な読書の機会の提供

各発達段階に応じて子どもが様々なジャンルの本に出会い、読書の幅を広げ、読書を楽しんだり、目的に沿った本を選んだりできるよう、おすすめの本を展示し、SNSやホームページ等で紹介します。

子どもが本や読書に親しむためのおはなし会や図書資料を使用したワークショップ等各種行事を実施したり、図書の展示を行ったりします。

#### ②図書資料の充実と提供

子どもが様々な本と出会い、読書の喜びを見出したり、知的好奇心を満たしたりすることができるように、幅広い分野から選書し、図書資料の充実に努めます。また、特別な支援が必要な子どもたちのために、外国語図書資料、障害者向け図書資料を収集します。

県立図書館の図書資料は、直接来館する子どもの読書推進のみならず、市町立図書館や学校図書館等の資料整備の支援、関係機関・団体やボランティア等の研究・活動の支援にも資することを考慮して選書し、蔵書の充実を図ります。また、県内公立図書館の資料保存センターとして図書資料の保存に努めます。

収集した図書資料は、直接来館する利用者に提供するとともに、市町立図書館支援及び学校図書館支援サービス等を通して広く県民に提供します。

### ③多様な子どもの読書活動推進の支援

多様な子どもの豊かな読書活動を支援するために、さわる絵本、大活字本、点字資料、LLブック<sup>※3</sup>、布絵本、デージー図書<sup>※4</sup>等を積極的に収集します。また、多様な子どもが読書をする際に必要な読書支援器具をそろえることに努めます。

多様な子どもたちの読書活動には、電子書籍等が有効な手段になり得ることから、出版動向を調査し、導入について検討します。

多様な子どもが図書館を利用する際には、必要な介助を行い、筆談等適切な方法によりコミュニケーションを図るように努めます。

多様な子どもの読書活動を充実させるため、特別支援学校及び関係機関等との連携・協力体制の整備を検討します。

### ④読書環境の整備

年齢や発達段階、障害の有無等に関わらず、全ての子どもとその保護者が安心して図書館を利用できるように施設・設備を整え、快適な雰囲気の中で子どもが本に親しむことができるように読書環境の整備に努めます。

### ⑤子どもの読書活動推進に関わる人への支援及び人材育成

子どもの本や子どもの読書の意義等に関する研修会や講演会を通して、県内全域での子どもの読書活動への関心を高め、理解を促します。

研究者や学生、教育・保育に携わる人や司書、読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動推進に関わる人たちの調査・研究・活動の支援を行うため、県立図書館のこどもエリア内に「こども読書サポートルーム」を設置し、児童図書研究部門を強化します。

県立図書館のホームページ「子どものページ」「子どもの読書に関わる人のページ」等を通して、子どもの読書活動に関する情報提供機能の充実を図ります。

子どもの読書に関わる人材の養成及び資質向上のため、公立図書館の児童担当職員や学校司書<sup>※5</sup>、ボランティア等を対象とした専門的な研修会を実施します。

### ⑥市町立図書館及び学校等関係機関との連携

市町立図書館、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、公民館、民間団体等への図書資料の提供やレファレンス・サービス<sup>※6</sup>の充実を図ります。また、研修会等への講師派遣や、環境整備の支援のために、子どもの本の選書、図書室・図書コーナーの配架方法や運営の相談に応じたり、子どもの読書に関わる情報を提供したりします。

県立図書館と市町立図書館は、役割を分担し、相互に連携・協力した図書資料の整備を図ります。

市町立図書館等と全国の関係機関との連携・協力を支援します。

学校との連携・協力を推進するために、児童・生徒用の読書活動に使用する図書だけではなく、教職員向けの図書も積極的に収集し、提供します。

クラス単位、学年単位での県立図書館への訪問・見学を受け入れ、幼児・児童・生徒の図書館利用や読書活動推進を支援します。

県立図書館職員による県立学校等への訪問や学校図書館担当職員が集まる研修会への参加等を通して、学校図書館の詳しい状況の把握に努め、学校図書館担当職員との連携を図ります。

### ⑦図書館間ネットワークの整備・活用、デジタル化の促進

横断検索の拡充等により、県内の図書館間のネットワーク化の促進を図ります。

横断検索システムや図書館ネットワークを効果的に運用するため、学校図書館での活用を促進し、児童・生徒の図書館利用のさらなる向上を図ります。



## ⑧運営等への評価

家庭、学校、地域社会での読書活動の推進のために、運営の状況に関する評価等を実施し、サービスの一層の充実を図ります。

## ⑨公立図書館での取組の促進

石川県公共図書館協議会<sup>※7</sup>と連携して、子どもの読書活動推進のための様々な取組が推進されるよう、公立図書館を促します。

## (2) 児童館、公民館

### <現状・課題等>

児童館は、児童福祉法に基づき子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進することや情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。

児童館の図書室では、絵本や物語等の図書資料の閲覧・貸出しを行っているほか、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせや、おはなし会等を行っているところもあり、これらの活動は子どもが読書に親しむ重要な契機となっています。

また、公民館の図書室は、身近な読書活動を行う施設として地域の中心的読書施設としての役割を担っている場合が多く見受けられることから、図書館と連携し、図書の整備に努めるほか、地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等、子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれています。

今後も、児童館や公民館等における子どもの読書活動推進のための取組を更に充実することが期待されています。

### <施策の方向>

○本の紹介や「子ども読書の日<sup>※8</sup>」における行事、地域のボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング等の諸活動が推進されるよう、促します。

#### 【具体的な取組】

##### ①優良図書の推奨や目録の配布

##### ②活動等への支援

公民館や児童館での子どもの読書活動推進のための取組や読書環境の整備を支援するため、図書資料の貸出しを行ったり、選書や図書室・図書コーナーの配架方法・運営等についての相談に応じたりします。

## (3) 民間団体等

### <現状・課題等>

民間団体等（NPOや社会教育団体、企業、読書グループ等）は、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を担っています。

県内では、各地域で家庭・地域文庫<sup>※9</sup>、読書グループ等による文庫活動や読み聞かせ、ストーリーテリング<sup>※10</sup>、本の紹介等が行われています。

そこで、これら民間団体等に対しては、その取組状況を把握するとともに、研修の機会や活動の場の提供等を通じた支援を行う必要があります。

### <施策の方向>

○民間団体等の活動推進のため、活動の場の提供、研修等の実施、子どもの読書活動関連情報の提供等を通じて、民間団体等を支援します。

○民間団体等の全県的な読書ネットワークの構築を図ります。

#### 【具体的な取組】

#### ①活動等への支援及び読書ネットワークの構築

民間団体等に対し、図書資料の貸出しや情報提供を行うほか、研修会等へ講師派遣、研修の機会や活動の場の提供、活動の相談に応じます。

市町立図書館に対して、民間団体等との連携・協力の推進を図るよう促します。

#### ②助成金に関する情報の周知

子どもの読書活動を推進する取組を行おうとする民間団体等に対し、「子どもゆめ基金<sup>\*11</sup>」について周知します。

### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

#### (1) 幼稚園、保育所等

##### <現状・課題等>

幼稚園や保育所、認定こども園等（以下、幼稚園等）においては、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。また、幼稚園等で行っている子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

また、乳幼児が安心して図書に触れることができるようなスペースの確保や発達段階に応じた図書の選定、乳幼児が絵本等に触れる機会を多様化（地域のボランティアによる読み聞かせ、異年齢交流による小中学生による読み聞かせ等）することも望まれています。

そのため、幼稚園等における図書の整備への支援や、絵本等に親しむ活動の充実や工夫を促す等の取組が必要です。

##### <施策の方向>

- 幼稚園等の要望に応じて、乳幼児が絵本等に親しむ活動（読み聞かせ、本の紹介等）や環境整備を支援します。
- 乳幼児期の読み聞かせの重要性等について、幼稚園等の教職員・保育士、保護者等に理解の促進を図るとともに、ボランティアに対してもその活動が促進されるよう、啓発を図ります。

##### 【具体的な取組】

#### ①活動等への支援

乳幼児の発達段階に応じた図書の選定に協力し、図書室や図書コーナーの配架方法や運営等についての相談に応じます。

幼稚園等の申込に応じて読み聞かせ講師を派遣する「思いやり絵本読み聞かせ講師派遣事業<sup>\*12</sup>」を実施します。

#### ②教職員等の理解促進

幼稚園等の教職員や保育士等の子どもの読書活動に対する意識の高揚を図り、乳幼児の読書活動が活発に行われるよう、幼稚園等の要望に応じて研修会等へ講師派遣を行います。その際には、読み聞かせ方法等の相談に応じます。

「絵本センターのつどい<sup>\*13</sup>」（「絵本ホームライブラリー運動<sup>\*14</sup>」の一環）を開催し、幼稚園等の教職員、読書グループに所属する人等を対象に絵本の読み聞かせについての理解を促進します。

#### (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

##### <現状・課題等>

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけ

がえのない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標のひとつとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。平成29年及び30年に告示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされています。

学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を有しています。読書活動の推進のために活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習等、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」においては、基本方針として、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進しています。一つ目は、不読率の低減、二つ目は、多様な子どもたちの読書機会の確保、三つ目は、デジタル社会に対応した読書環境の整備、四つ目は、子どもの視点に立った読書活動の推進です。

石川県では、第四次計画期間において、子どもが自主的に読書に親しむことができるよう、読書活動の推進を図ってきており、ほとんどの小学校、中学校において、「朝の読書」等の一斉読書の取組が行われております。12学級以上の全小学校、中学校、高等学校において司書教諭<sup>\*15</sup>の発令が行われ、ほとんどの小学校、中学校、高等学校で学校司書が配置されています。また、学校読書ボランティアの団体数・所属人数が増加しています。高等学校においては、書評合戦（ビブリオバトル<sup>\*16</sup>）を実施する学校が増加しており、新たな読書推進活動として定着しつつあります。

このように、読書活動の推進に向け、取組を充実させ、物的・人的環境を整備する中、平日に読書をする児童生徒が増加傾向にあり、学校図書館や地域の図書館を利用する児童生徒も多い状況にある等、読書を好む児童生徒が増えています。

これらのことから、本県における様々な取組や環境整備により、子どもが自主的に読書に親しむことについては、一定の成果があがったと言えます。一方で、学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあり、読書に関わる意欲や習慣を継続する取組を工夫することが求められます。

## <施策の方向>

- 全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備します。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていきます。
- 子どもの発達段階や学校段階に合わせた取組、特に中学生・高校生の読書への関心を高める取組を充実させ、子どもの自主的・自発的な読書活動をより一層推進します。
- 子どもの読書活動を教育課程に位置付け、各教科・領域等の学習において、学校図書館を計画的・効果的に活用します。

### 【具体的な取組】

#### ①発達段階ごとの効果的な取組を推進～読書習慣の形成に向けて～

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充（図書の紹介、読書経験の共有等）により、様々な図書に触れる機会を確保します。

乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等

#### ②読書習慣の形成、読書の機会の確保

##### i) 読書習慣の形成、読書の機会の確保に向けた取組

毎月23日の「いしかわ学校読書の日」を中心に、多様な読書活動を推進します。

（例）全校一斉の読書活動、読書目標の設定[冊数・分野等]、子どもによる図書

## ii) 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実

特に、高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かした子ども同士での活動も有効であり、下記のような活動を子ども同士で行うことも考えられます。

(例) 相互の図書紹介、読書会、ペア読書<sup>\*17</sup>、ストーリーテリング、アニメーション<sup>\*18</sup>、書評合戦(ビブリオバトル)、図書委員等児童生徒の関与、子ども司書

## ③各教科等の学習における計画的な活用

学習の基盤となる言語能力を育成するため、学校全体における言語環境を整え、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実するとともに、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実します。各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実します。

## ④多様な子どもの読書活動の推進

多様な子どもは、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において多様な子どもも豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズや個に応じた配慮をします。子どもの興味・関心の広がりや知的好奇心の高まりに応じ、読書の幅も広がりますが、情報の取り出し方に難しさがある場合や内容の理解に難しさがある場合等、困難さの状況は様々です。個々の状況に応じて図書の選び方・触れさせ方を工夫し、充実した読書活動を保障します。

(例) ・選書を工夫する

(大きさ・重さ・紙質等図書の扱いやすさ、文字の大きさ、挿絵や写真等の文字以外の情報、色使い、行間の取り方、仮名表記やルビの有無、情報量)

・内容理解のための支援を工夫する

(読み聞かせ、動作化、役割読み、劇化、具体物の提示、補助資料の提示)

・様々な形態の図書館資料の整備を図る

(点字図書、音声図書、拡大文字図書、L Lブック、マルチメディア、デジタル図書、電子図書等)

・視聴覚機器や視覚補助具を活用する

(スリット<sup>\*19</sup>等読書補助具、拡大読書器等)

・人的支援の活用

(ボランティアによる読書支援等)

・視覚障害教育情報ネットワーク<sup>\*20</sup>の活用

## ⑤資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させます。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えます。

(様々な媒体の例)

図書、雑誌、新聞、CD・DVD等視聴覚資料、電子資料(CD-ROM・ネットワーク情報資源等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等

## ⑥デジタル化の推進

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、図書の共同利用や資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となるようになります。

### ⑦人的体制の整備

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が重要です。本の世界の案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、一層その機能を発揮することが可能となります。

学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めます。司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備します。校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めます。

### ⑧連携・協力

学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進します。幅広い地域住民等の「地域学校協働活動」として実施される学校図書館の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子どもの読書活動の充実を図ります。また、公立図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借<sup>\*21</sup>等を行います。

## 第3章 関係機関等の連携・協力

### 1 石川県における推進体制の整備

#### <現状・課題等>

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年には、文部科学省により「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

石川県では、これらを踏まえ、平成16年3月に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域社会において、子どもの読書活動を推進してきました。

今後も、関係機関等とより一層連携・協力するよう努めるとともに、市町においても推進体制が進むよう支援・助言を行っていく必要があります。

#### <施策の方向>

- 「石川県子ども読書活動推進計画」の周知を図ります。
- 「石川県子ども読書活動推進計画」の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 子どもの読書活動の推進のため、関係機関等と連携を図ります。
- 市町における推進体制が進むよう、支援・助言を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ①「石川県子ども読書活動推進計画」の周知

県ホームページにおいて掲載し、広く計画の周知を図ります。

##### ②「石川県子ども読書活動推進計画」の点検・評価

県担当者による計画の点検や子どもの読書活動の状況把握等を行う場を設定します（年1回）。

##### ③関係機関等との連携

県教育委員会と県福祉部局の連携を図るとともに、市町、図書館、学校、民間団体、民間企業等とのネットワーク構築にも努めます。

##### ④市町への支援・助言

他の市町の施策の紹介や、市町の要望に応じて、県内の市町が連携して読書活動を推進するための助言等を行います。

## 2 市町における推進体制の整備

### <現状・課題等>

子どもの読書活動推進には、子どもやその保護者にとって最も身近な立場にある市町の役割が重要であり、県内各市町において、それぞれの地域の状況に応じた様々な子どもの読書活動の推進に関する事業が実施されているところです。

市町には、子どもの読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず関係部局が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備することが求められています。このような施策を実施するにあたり、各市町には「市町子ども読書活動推進計画」の策定に努めることが求められています。なお、平成31年3月現在、県内19市町中19市町において、計画が策定されています。今後も、市町における策定や見直しが進むよう支援・助言を行っていく必要があります。

### <施策の方向>

- 市町に対し、「市町子ども読書活動推進計画」の策定や見直しを促します。
- 「市町子ども読書活動推進計画」の策定・見直しがなされるよう、支援・助言を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ①「市町子ども読書活動推進計画」の策定や見直しへの支援・助言等

各市町で計画の策定・見直しがなされるよう、市町立図書館等を対象に「石川県子ども活動推進計画」についての理解を促します。

未策定の市町には策定を促します。

市町からの要望に応じて、計画策定や見直しの際に助言等を行います。

## 第4章 理解の促進

### 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

#### <現状・課題等>

「子ども読書の日」（4月23日）は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第10条第1項）によって設けられたものです。

県内では、石川県公共図書館協議会が、4月23日の「子ども読書の日」から5月22日までの1ヶ月間を「石川県子ども読書月間」と定め、県内全域で、子どもの読書推進活動を展開しています。

子どもの読書活動の推進に向けた気運が高まるよう、県立図書館をはじめ、市町立図書館、公民館や民間団体等が、「子ども読書の日記念講演会」等の事業を行うほか、各地で県民を対象とした事業が実施されることが望まれます。

また、「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、文字・活字文化についての関心と理解を深めるための行事の実施が求められます。

#### <施策の方向>

- 国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」を周知します。
- 「子ども読書の日」や「石川県子ども読書月間」等の趣旨にふさわしい事業を実施し、子どもの読書活動への関心を深める取組を展開します。

#### 【具体的な取組】

##### ①広報活動

「子ども読書の日」や「石川県子ども読書月間」等にちなんだ広報を行います。

##### ②子どもの読書関連の行事を実施

「石川県子ども読書月間」において、子どもの読書や本について学ぶ講演会等、子どもの読書関連行事を実施します。

## 2 各種情報の収集・提供

---

### ＜現状・課題等＞

石川県では、子どもの読書に関する各種情報の収集・提供に努めています。さらに、多くの人が容易に情報を入手し活用できるよう、各種情報の収集・提供機能の充実に努める必要があります。

### ＜施策の方向＞

- 県内外の子どもの読書に関する新しい取組等を情報収集します。
- 子どもや保護者、子どもの読書活動に関わる人々へ情報提供します。

#### 【具体的な取組】

##### ①情報の収集・提供

子どもの読書活動に関する図書館行事、ボランティア情報、優良図書情報等の各種情報をホームページ等を通して提供します。

学校、図書館、民間団体等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集します。

## 3 優れた取組の奨励と優良図書の普及

---

### ＜現状・課題等＞

国では、子どもの読書を推進する活動に熱心に取り組んでいる学校、図書館、団体、個人に対しての表彰を行っています。これらの優れた取組の紹介や奨励、優良図書の紹介等を家庭、学校、地域社会に周知し、子どもの読書活動の推進を図る必要があります。

### ＜施策の方向＞

- 県推奨優良図書や国の社会保障審議会が児童福祉文化財として推薦を行っている優良図書等を普及・啓発します。

#### 【具体的な取組】

##### ①子どもの本のリストの収集・配布

子どもが優れた本に出合えるように、県推奨優良図書目録のほか、国や公立図書館、学校、読書活動団体等が作成した児童・青少年用図書資料リストを積極的に収集し、公立図書館や学校、関係機関等へ広く配布する等、子どもの読書活動がより活発化するよう、普及・啓発を行います。

##### ②子どもの本のリストの作成

県立図書館において「おすすめの本」を選定し、図書館のホームページ上に掲載する等、県民に広く周知します。







(参考資料)

## <資料 1> 用語解説（本文中で※がついている用語の解説）

NO.	用語	解説
1	ブックスタート	地域の保健センター等で行われる乳幼児健診等の機会に、保護者に対し、親子で一緒に絵本を読むことの大切さを伝えながら絵本を手渡す活動。
2	家読（うちどく）	家庭内での読書活動。親子で同じ本を読んだり、それぞれが読んだ本についての感想を話し合ったりすることで、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。
3	LLブック	誰もが読みやすいように書かれた本。やさしく書かれた文章や絵文字、絵や写真で構成されている。「LL」はスウェーデン語の「やさしく読みやすい」の略。
4	デイジー図書	DAISYという規格を用いたデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。「DAISY」は、Digital Accessible Information System（デジタル音声情報システム）の略。
5	学校司書	専ら学校図書館の職務に従事する職員。
6	レファレンス・サービス	図書館等で、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。
7	石川県公共図書館協議会	県内の公共図書館をもって組織された会。県内公共図書館相互の連絡を緊密にし、図書館活動を活発にすることを目的とする。
8	子ども読書の日	子どもの読書活動の推進に関する法律第10条にて規定される。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、設けられた日。4月23日。
9	家庭・地域文庫	自宅や公の施設の一室で、おはなし会や読み聞かせ、本の貸出し等を行う個人やグループ。
10	ストーリーテリング	語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。
11	子どもゆめ基金	独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。
12	思いやり絵本読み聞かせ講師派遣事業	県総務課人権推進室事業。幼少期からの人権感覚を育むため、幼稚園等が実施する思いやり絵本の読み聞かせに対し、講師を派遣する。
13	絵本センターのつどい	石川県健民運動推進本部事業。絵本センターの活動に関わる人を対象に、読み聞かせについて理解を深めることを目的とし、絵本作家の講演、わらべうたの実演、事例発表等、絵本についての研修を行うもの。なお、「絵本センター」とは、保護者等が絵本を借りて家に持ち帰ることができる文庫を設置している施設の

		こと（幼稚園、保育所、児童館等）。
14	絵本ホームライブラリー運動	石川県健民運動推進本部が昭和50年度から、「幼い時から書物に親しみ、豊かな心を育て、親子の対話の場を広げる」ために推進する運動。
15	司書教諭	学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、12学級以上の学校には必ず配置しなければならない。
16	ビブリオバトル	発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動。
17	ペア読書	二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。
18	アニメーション	子どもたちの参加により行われる読書指導。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。
19	スリット	視覚に障害のある方の読書をサポートする道具。別名、リーディングトラッカー。両隣の行を隠して、いま読んでいる行だけに集中して文章を読むことができるもの。
20	視覚障害教育情報ネットワーク	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の運用による、インターネットで視覚障害教育全般についての教材データ提供及び情報提供を行う場である。また、盲学校間等視覚障害関連機関の間での情報交換・意見交換の場でもある。
21	相互貸借	図書館の相互協力のひとつで、利用者の求めに応じて図書館間の資料の貸借（文献複写を含む）をすること。

## ＜資料 2＞ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号：抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策に

ついでに計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」とい  
う。）を策定するよう努めなければならない。

石川県子ども読書活動推進計画（第四次）改訂版

令和6年3月発行

石川県教育委員会事務局生涯学習課

〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1839

URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syougai/index.html>